

2020年11月19日

全国人民代表大会常務委員会 御中

一般社団法人電子情報技術産業協会 個人データ保護専門委員会

中国日本商会

「中華人民共和国個人情報保護法（草案）」に対する意見

デジタル社会が進む中で個人情報保護を強化する立法活動が国際的に行われている。この度、中国政府がこの流れの中で統一的な「個人情報保護法」を制定することを歓迎する。一方、本法草案はその定義や内容が曖昧かつ不明瞭な部分が非常に多く、法律の実効性及び企業による法的リスクへの予見性に困難が生じ、結果として企業活動の萎縮に繋がりがねず、大幅な改善/修正が必要と考える。修正提案は中国個人情報保護法が企業の経営上の影響を検討上に、企業の立場から修正してもらいたいものを記載した。本法草案における個別具体的な指摘事項は下記に記載しているが、まずは本法草案の全体構造の観点から、以下に意見を記載する。

【総論】

1. 企業の義務履行にかかる関連定義・用語をできるだけ明確にすること

本法草案はGDPRなどを参照として全体的に個人情報のライフサイクルにかかる規制を網羅している。しかし、下記【項目別意見】に記載された通り、個人情報の定義、中華人民共和国の国家の安全および公共の利益を危険にさらす個人情報処理活動の中身、個人情報保護職責を履行する部門、データ越境に関する事前リスク評価の要件など企業の義務履行に深くかかわる関連定義・用語の解説が不明確である。その解釈/裁量権は全て取締当局に委ねられている状況である。このような状況下では、企業側がどのようなコンプライアンス/内部管理体制を構築すべきか予見/判断が出来ず、結果として中国社会に貢献するための健全な企業活動の萎縮にも繋がりがねないため、本法草案における関連内容の大幅な修正/明確化、例えば具体的な解釈/判断基準を定めた細則やガイドライン等を策定すること（及びその旨を本法草案に盛り込むこと）を求める。

2. 本法草案と「サイバーセキュリティ法」、「民法典」及びその関連規則・国家標準との適用関係を明確にすること

個人情報保護について、これまで「サイバーセキュリティ法」、「民法典」、「全国人民代表大会常務委員会のネット情報保護の強化に関する決定」など数多くの公布済みの法令、「個人情報越境安全評価弁法」、「情報安全技術 データ越境安全評価ガイドライン」など制定中の部門規則や国家標準が存在している。本法草案の内容は これら法令・部門規則・国家標準の関連規定と矛盾しているところも散見される。このような状況では、データ活動主体たる企業に多大な混乱を生じさせ、過度な負担を強いることになりかねない。よって、データ越境関連規制をはじめとする本法草案の諸規定に関して、サイバーセキュリティ法など関連法令との関連性を明確化かつ整合性を担保するとともに、その旨を本法草案中にて明記すべきである。

「サイバーセキュリティ法」では「ネットワーク運営者」、「データセキュリティ法」では、「インターネット事業者」を規制の対象としているように解釈できるが、そうであれば、その旨本法において明記すべきである。

特に、「サイバーセキュリティ法」の第六章「法的責任」に定められている内容と、本意見募集稿の第七章「法的責任」の関係を明確にすべきである。すなわち同一事案に対してどちらの法に基づいて「法的責任」を果たすべきなのかを明確にすべきである。

【項目別意見】

意見項目	修正提案	修正理由
第三条	<p>「(一)国内の自然人に製品やサービスを提供することを目的とする場合」</p> <p>とあるが、本法または細則・ガイドライン等において、「法人に製品やサービスを提供する場合」には適用されないことを明確にしていきたい。</p>	<p>法人と契約して当該法人に製品やサービスを提供する場合、当該提供先法人の従業員など個人からの削除請求や同意の撤回などには対応できないため。</p>
第三条	<p>「(二)国内の自然人を分析、評価するための行為の場合」</p> <p>とあるが、本法または細則・ガイドライン等において、自社・自組織の従業員には適用されないことを明確にしていきたい。</p>	<p>自社・自組織が雇用する従業員については、個人からのすべての情報の閲覧・複製、削除の請求や、同意の撤回などには対応できないため。</p>
第三条	<p>「(三)その他、法律や行政規制が定める場合」で対象とされる法律や行政法規について、本法を補完する文書等で明確にしていきたい。</p>	<p>(意見内容に含む)</p>
第三条	<p>「自然人」の定義を明確にしていきたい。特に、居住権を所有する自然人に限定されるのか等地理的条件と域外移転の適用範囲等がわかりにくいので明確にしていきたい。</p>	<p>(意見内容に含む)</p>
第四条	<p>「個人情報とは、電子又はその他の方式で記録した単独又はその他の情報と組み合わせることで自然人(個人)の身分を識別することができる、自然人の氏名、生年月日、身分証番号、個人の生体認証情報、住所、電話番号等を含むがこれらに限らない各種情報をいう。」</p>	<p>本法の個人情報の定義は、「サイバーセキュリティ法 第七十六条」及び「民法典 第千三十四条」と異なっている。現行法規の定義と統一し整合性を確保すべき。</p> <p>また、「識別」という用語は、他の個人情報保護関連法規・国家標準で使用されておらず、解釈が難しい。</p>
第七条	<p>「個人情報処理規則」の定義及び「明示」の方法の明確化を希望する。</p>	<p>「個人情報処理規則」は「ネットワークデータ処理セキュリティ規範(意見募集項)」に定める「個人情報保護方針」と相違があるか。</p> <p>「個人情報処理規則」で規定すべき内容は第十八条第一項第(一)号から第(四)号の事項のことか。そうだとすると、第十八条第一項第(一)号から第(四)号に定める事項以外の事項をあわせて定めた場合も「個人情報処理規則」を明示しなければならないか。</p> <p>また、「個人情報処理規則」の「明示」はどのような方法であることが必要か。</p>

第十条	「国家の安全や公共の利益に危害を与えるような個人情報処理活動」の意味の明確化を希望する。	「国家の安全や公共の利益に危害を与えるような個人情報処理活動」の意味が不明確であり、正当な個人情報処理活動に重大な支障をきたす懸念があることから、意味を明確にしていきたい。
第十二条	国際規則・標準と中国国内規則・標準との優先順位の記載を希望する。	個人情報保護の国際規則（ルール）の制定、個人情報保護に関する国際交流や協力、個人情報保護の規則や標準の相互承認を進めるとあるが、相互間の優位性が記載されていないため。
第十三条	<p>第(一)号の「個人の同意を得た場合」の定義の明確化を希望する。</p> <p>第(五)号の「ニュース報道」の定義の明確化を希望する。</p>	<p>同意を得る方法について明確化していただきたい。また現実的に同意を得られない個人情報の取得の局面があり得るが、当該局面における同意を不要とする除外規定を明確化していただきたい。また適用はいつからなのかについても明確化していただきたい。例えば過去に取得している個人情報については適用後一旦削除するようなことになるとビジネス側では大きな影響があることを懸念する。</p> <p>第(五)号の「ニュース報道」には、企業によるプレスリリースや、企業によるSNSを通じた情報発信なども含まれるかどうか、明確にしていきたい。</p>
第十三条	<p>下線部分の追記及び取消線部分の削除を希望する；</p> <p>「以下に掲げる事由の一つに該当する場合、個人情報処理者は個人情報を処理することができる。</p> <p>(1) 個人の同意を取得した場合</p> <p>(2) 個人を一方の当事者または会社、組織の一員とする契約の締結又は履行に必須である場合</p> <p>(3) 法定又は<u>約束</u>の職責又は法定の義務の履行に必須である場合</p> <p>(4) 突発的公衆衛生事件への対処又は緊急事態下における自然人の生命・健康や財産の安全の保護に必須である場合</p> <p>(5) 公共の利益のための報道、世論監督等の行為をするために合理的な範囲内で個人情報を処理する場合</p>	<p>第二項において、契約する際に、個人はいつも一方の当事者であるとは限らず、会社・組織の一員として、会社を通じて契約することが想定されるため（例：中国現法から日本本社に従業員情報を提供する）、「または会社、組織の一員」を追加したほうがよいと考えるため。</p> <p>第三項において、一見、法定の範囲が不明確であるため、当事者間の「約束」も明示すべきと考えるため。</p>

	(6) 法律、行政法規に定めるその他の場合」	
第十三条	「(二)個人が一当事者となる契約の締結あるいは履行に必要な場合」 とあるが、本法または細則・ガイドライン等において、法人とその従業員の雇用契約が含まれることを明確にしていきたい。	雇用契約の締結とは別に個人情報の処理について同意の取得が必要になるとすると、事務手続きが煩雑となるため。
第十三条 (五)	「合理的な範囲内で」を「合理的かつ当該関係者以外の個人に関わる個人情報の権益を損なわない範囲内」へ修正する。	公共の利益のためニュース報道や世論監督などの行為を実施する際は、「合理的な範囲内で」個人情報の処理を可能とするが、報道などは無関係な第三者を対象にしてしまう可能性があるため。
第十三条	GDPRにあるような「正当な利益」を法的根拠として認めるべき。	一般の事業者が依ることのできる法的根拠は(一)の同意か、(二)の契約のどちらかと考えられるが、B2B ビジネスでの窓口担当者の個人情報を持つ場合など、(一)・(二)では対応に支障出ることが考えられるため。
第十四条	「個人が十分に状況を知らされている前提で」の意味の明確化を希望する。 「自ら望み」の意味の明確化を希望する。	「個人が十分に状況を知らされている前提で」とは、「個人情報処理規則」の明示や、第十八条第一項第(一)号から第(四)号に掲げる事項の伝達とは異なるのか。「十分に」とは何をすれば「十分」になるのか、「状況」とは具体的に何のことか、明確にしていきたい。 「自ら望み」とはどういう状況のことをいうのか、明確にしていきたい。
第十四条	「単独」の削除を希望する。	中国語の「個人単独同意」は、「個人本人同意」と「都度同意」の意味で解釈される恐れがある。また「都度同意」は企業運営上非現実的であるため。
第十四条	「明確に意思表示を行わなければならない」の文言を「権利許可を取得しなければならない」に修正することを提案する。	「個人情報安全規範」で使用されている文言と一致させるべき。
第十四条	「個人情報処理の目的と方法、処理する個人情報の種類に変更が生じた場合、改めて個人の同意を得なければならない。」 とあるが、本法または細則・ガイドライン等において、当初の「個人情報処理の目的と方法、処理する個人情報の種類」と合理的な関連性がある軽微な変更については改めて同意を得る必要はないこととしていただきたい。	当初の「個人情報処理の目的と方法、処理する個人情報の種類」と合理的な関連性がある軽微な変更については、本人の不利益にはならないと考えられるため。

第十五条	満十四歳未満の未成年者の個人情報であることを「知っているべき状況下」の表現の修正を希望する。	どのような場合が「知っているべき状況下」に該当するか不明であり、対応が困難である。「満14歳未満の未成年者の個人情報を処理するときは保護者の同意が必要」という意味ではないのか。そうだとすれば、その旨を規定すれば足りるのではないか。
第十五条	個人情報利用規範を参考に、第二十九条に以下定義を追加する。 「満年齢14歳未満の未成年者の個人情報は機微な個人情報である。」	満年齢14歳未満の未成年者の個人情報を特例で取り扱う理由を明確にすべき。
第十六条	下線部分の追記を希望する。 「個人の同意に基づいて行う個人情報処理活動に対し、個人はその同意を撤回する権利を有する。 <u>但し、撤回する前に既に個人情報を処理済み、撤回できない場合を除く。</u> 」	企業の場合、一旦活動を行った後、個人情報を撤回できない場合もあるかもしれないことから、例外の場合を除くべきであると考えため。
第十七条	本条項に除外特例の条件の記載、もしくは関連法での明文化を希望する。	個人情報処理に関する個人情報主体者の不同意もしくは同意撤回による製品もしくはサービス提供拒否の除外特例を記載されているが、その判断基準が記載されていない。
第十八条	個人情報処理者の「身分」の定義の明確化。	「身分」の定義が不明であり、明確にしていきたい。
第十八条	第二十一条および第二十二条の事項を第十八条に追記すべきである。	第二十一条では複数の個人情報処理者による共同処理について、第二十二条では第三者への委託業務に関わる規定があるが、第十八条の情報主体者への事前許諾取得時の告知内容に、その旨が要求されていない。
第二十二条	本法を遵守することは大前提であり、「個人情報処理活動を監督」の方法は、実態を踏まえて各社が約定の中で定めるべきと考える。	(修正提案に含む)
第二十三条	下線部分の追記を希望する； 「個人情報処理者が、合併、分割等の原因により個人情報を移転する必要がある場合、個人に受領者の身分、連絡先情報を告知しなければならない。 <u>なお、連絡の方式は、HPへの掲載等で足りる。</u> (後略)」	個人への連絡方式が不明確なため、仮に個別連絡が必要とした場合の情報処理者側の負担が過大であると思われるため。また、当該個人の連絡先が変更されていることなどにより、連絡ができないこともある。
第二十四条	個人の「単独での」同意の意味の明確化を希望する。	個人の「単独での」同意の意味が不明である。明確にしていきたい。
第二十四条	「単独」の削除を希望する。	中国語の「個人単独同意」は、「個人本人同意」と「都度同意」の意味で解釈される恐れがある。また「都度同意」は企業

		運営上非現実的である。
第二十五条	処理結果が「公平かつ合理的」の意味の明確化を希望する。	処理結果が「公平かつ合理的」とは、どのような結果であれば公平かつ合理的といえるのか、判断基準を示していただきたい。また、誰に対する公平性を確保する必要があるのか、示していただきたい。
第二十五条	下線部分の追記を希望する； 「個人情報を利用して自動意思決定を行うにあたっては、意思決定の透明性及び処理結果の公平性、合理性を保証しなければならない。個人が自動意思決定によりその権益に重大な影響(定義・例示)がもたらされると認識する場合、個人情報処理者に説明を求める権利を有するとともに、個人情報処理者が自動意思決定の方式のみによって意思決定を行うことを拒否する権利を有する。(後略)」	個人からの、特段強い理由の無い説明要求に対して、個人情報処理者が説明をしなければならないとすると、個人による濫用のリスクもあり、対応する処理者側の負担が過大となる可能性があるため。
第二十五条	「自動意思決定によってビジネスマーケティングやプッシュ型情報配信を行う際には、同時にその個人的特徴を対象としない選択肢を提供しなければならない。」 とあるが、この部分は削除していただきたい。	左記を遵守するためにはシステムの開発・改修などに多額の費用を要する。 また、「ビジネスマーケティングやプッシュ型情報配信」の範囲であれば、個人の権益に重大な影響を及ぼすとは考えられないため。
第二十六条	取消線部分の削除を希望する； 「個人情報処理者は、その処理する個人情報を公開してはならない。個人の単独の同意を取得した場合、又は法律、行政法規に別段の規定がある場合を除く。」	「単独の」の意図が不明確であり、削除すべきである。
第二十六条 第二十七条 第三十条 第三十九条	「単独」の削除を希望する。	中国語の「個人単独同意」は、「個人本人同意」と「都度同意」の意味で解釈される恐れがある。また「都度同意」は企業運営上非現実的である。
第二十七条	公共の場所に画像収集設備や個人の身分を識別する設備の設置は、公共の安全を守るためにその必要性がある場合に限られるものとしているが、第十三条に基づき契約の締結、履行に必要な場合などのために行う場合も認められるべきである。同様に、個人の画像や個人の身分的特徴などの情報も、これらの場合には使用できるものとするべきである。	例えば、一定の者に対してのみ施設入館を認めるための個人識別装置(指紋認証装置等)を、公共の場所に面した施設入口に設ける場合、必ずしも公共の安全のために行われるものとは限らず、入館権限を有するかどうかを識別するために行なわれるものである。本条の規定は、こういった用途での個人身分識別装置の利用を認めないものと解されるが、個人の利便のためを阻害することになり

		かねないため、左記の用途での利用も認められるべきである。
第二十八条	「個人に重大な影響を及ぼす活動」の意味の明確化を希望する。	「個人に重大な影響を及ぼす活動」とはどのような活動のことか、明確にしていきたい。
第二十八条	個人情報処理者がすでに公開されている個人情報を処理するにあたっては、当該個人情報が公開された当時の用途に合致していなければならない。当該用途に関する合理的な範囲を超えた場合、本法の規定により個人に告知したうえその同意を取得しなければならない（ <u>安全性の高い用途は除く</u> ）。（後略）	当該個人のコンタクト情報が変更されているなどの理由で、同意を取得できない可能性が有り、かつ、当初の用途範囲からは逸脱するが、安全性の高い用途である場合には、同意の取得を免除する取り扱いとする方が、合理性が高いと考えられるため。
第二十九条	「機微な個人情報」の定義の明確化を希望する。	人種、民族、宗教・信仰、個人の生体的特徴、医療や健康情報、金融機関の口座、個人の位置情報以外にも「機微な個人情報」に該当する情報があれば列挙いただき、定義を明確にしていきたい。
第二十九条	本条二項は、「機微な個人情報とは、漏えいしたり不法に使用されると、個人が差別を受けたり、身体や財産の安全が著しく脅かされる可能性のある個人情報をいう。」との記載のみにすべきである。	機微な個人情報の定義は、個人情報利用規範でも記載されている。矛盾回避のため、上位法である本法では機微な個人情報の概念的定義に止めるのが望ましい。
第三十条	未成年者の個人情報の同意を得るべき対象者を矛盾なく明記することを希望する。	「個人情報安全規範」によると、満年齢14歳未満の未成年者の個人情報は機微な個人情報に含まれるとされている。 本法第十五条で未成年者の個人情報はその保護者の同意を得なければならないと規定しているのに対し、第三十条では本人の単独の同意のみでよいと受け取られる文言となっており運用上混乱が生じる恐れがある。
第三十七条	本条は国家機構が関連個人情報を処理する際の行為に対する規定であり、主体が「国家機構」であることを明確すべき。	国家機構が処理し企業に公開した個人情報はすべて国外保存できないことになるため。
第三十八条	個人情報の国外提供に際して、本条が適用される場合の限定。 第四十条の規定との整合性確認。 「セキュリティ評価」「個人情報保護認証」の対象、内容、基準、実施時期・方法等の明確化。	日常業務で個人情報を国外へ提供する場合にも本条項が適用されると、業務に重大な支障をきたす懸念があるため、日常業務に際しての個人情報処理は適用除外とするなど、一定の限定を設けるべきである。 上記のほか、本条は、第四十条で規定する「個人情報の処理件数が国家インターネット情報部門の定める件数に達した」場合に限定して適用されると理解して良いか。

		第(一)号及び第(二)号に関し、「セキュリティ評価」「個人情報保護認証」の対象、内容、基準、実施時期・方法等が不明であり、どのように対応して良いか不明である。明確にしていきたい。
第三十八条	条件の中に、欧州の「充分性認定」等国家間の緩和条件を設けるよう検討いただきたい。	
第三十八条(一)	本法又は関連細則で具体的な評価方法を明記する。	国家インターネット情報部門が行うセキュリティ評価が不明である。
第三十八条(一)	本法又は関連細則で具体的な評価方法を明記する。	第四条で、個人情報には非電子的な情報も含まれるとされているが、当該情報も国家インターネット情報部門が行うセキュリティ評価に合格する必要があるのか不明である。
第三十八条(三)	「個人情報保護標準」を明確に定義する。	本法に定める「個人情報保護標準」が何を指すのか不明である。
第三十九条	国外の受入者の「身分」の定義の明確化。	「身分」の定義が不明であり、明確にしていきたい。 個人の「単独での」同意の意味が不明である。明確にしていきたい。
第三十九条	第三十八条各号のいずれかの条件を満たしている場合は、第三十九条に基づく個人の単独での同意を不要とすべきである。	第三十八条各号のいずれかの条件を満たしている場合は、中華人民共和国外への個人情報の提供によって個人の権利利益に対する影響がないと評価される場合であり、重ねて個人の単独での同意は不要であると考える。
第四十条	第三十八条の規定との整合性確認。	第三十八条で規定する個人情報の「海外提供」は、本条に規定する「個人情報の処理件数が国家インターネット情報部門の定める件数に達した」場合にのみ適用されると理解して良いか。
第四十条	国家インターネット情報部門の定める件数について、本法を補完する文書等で明示していただきたい。	(提案内容に含む)
第四十条	(修正なし)	本条の問題というわけではなく、CII0の定義がまだ不明確なため、明確な定義が待たれる。
第四十条	本法又は関連細則で具体的な評価方法の明記を希望。	国家インターネット情報部門が行うセキュリティ評価が不明である。
第四十条	セキュリティ評価を行わなくてもよい範囲(法律や行政法規、国家インターネット情報部門の規定)の速やかな開示を求める。	「ただし、法律や行政法規、国家インターネット情報部門の規定においてセキュリティ評価を行わなくてもよいと規定されているものについてはこれに従う」とあるが、該当規定・範囲が不明である。

第四十条	法運用の予見性を確保するため、同条で定める義務主体である「重要情報インフラ運営者」と「国家インターネット情報部門が規定する量」の内容を同法に明記する。同法に明記するのは困難であれば、本法の規定が確実に運用できるよう、別途の実施細則を法律施行前に公布する。	「重要情報インフラ運営者」の具体的範囲については、「サイバーセキュリティ法」第三十一条によれば、国務院が制定するとされているが、未だ公布されていない。 「国家インターネット情報部門が規定する量」も公布されていない。
第四十条	「重要情報インフラの運営者」を「個人情報を保管する重要情報インフラ事業者」とし下記とする。 個人情報を保管する重要情報インフラ事業者と個人情報の処理件数が国家インターネット情報部門の定める件数に達した個人情報処理者は、中華人民共和国内で収集したり発生する個人情報を国内に保存しなければならない。	「重要情報インフラの運営者と個人情報の処理件数が国家インターネット情報部門の定める件数に達した個人情報処理者は、中華人民共和国内で収集したり発生する個人情報を国内に保存しなければならない。」 とあるが、本意見募集稿では、「重要情報」の扱いについては規定しておらず「重要情報インフラの運営者」ではなく「個人情報を保管する重要情報インフラ事業者」とするのが適当ではないか。
第四十条	第四十条に基づく個人情報の保存義務は、個人情報の複製物の国外への移転を禁じるものではないことを明らかにすべきである。また、第四十条に基づき、中華人民共和国内に国内保存をするべき対象となるものの基準を明確にすべきである	第三十八条及び第三十九条により国外への移転が可能となっている個人情報については、第四十条に基づき中華人民共和国内に保存するとともに、その複製物を国外に移転することが可能と解しているが、国際的な事業活動の運営を円滑とするために、その旨を明らかにすべきである。また、国内保存を行わなければならない基準については、保存設備設置等の準備等の必要があるため、予め明確となっていなければ適切な対応が困難である。
第四十条	第五十四条のリスクアセスメントの結果に応じた重要度によって国内保管を義務付ける基準とすべき。	件数を基準にしてしまうと、事業者はその件数をいつ超えるのか常にウォッチが必要となる。 また、重要度の低い個人情報も対象になる。
第四十二条	具体的な定義を記載し、違法行為の発生を防止する。	「国家の安全や公共の利益に危害を与える個人情報処理活動」との記載が曖昧的であり、恣意的に解釈される可能性がある。
第四十二条及び第四十三条	第四十二条及び第四十三条に定める中華人民共和国による相応の措置を講じるにあたっては、国際機関において差別的なものと認められたもの、又は、当該国・地域との協議を経た結果として差別的と判断された場合に限るべきである。	国がその自由裁量においてデータ流通等に関する制限、禁止等の報復的な措置を講じることが可能となると、安定的な国際的データ流通、投資、貿易の活性化の妨げとなりかねず、中華人民共和国への投資等の支障となりかねないため。

第四十三条	条文の削除を希望する。	どのような行為が「個人情報保護に関する差別的な禁止・制限・その他の措置」に該当するか不明である。また、「相応の措置」の内容も不明である。法的に極めて不安定な状況を生じ、事業遂行に重大な支障をきたす懸念があることから、削除いただきたい。
第四十四条	「個人情報の処理について知る権利」とあるが、個人の知る権利の具体的な権利内容やその権利の行使方法の明確化を希望する。	企業側として、個人から当該知る権利を行使された際に、どのような粒度で対応すべきなのか予め準備しておく必要があるため。
第四十七条	<p>下線部分の追記及び取消線部分の削除を希望する；</p> <p>「以下に掲げる事由の一つがある場合、個人情報処理者は自主的に、又は個人の請求を受けて、個人情報を削除しなければならない。</p> <p>(1) 約定した保存期間が満了したか、処理の目的が実現された。</p> <p>(2) 個人情報処理者が製品又はサービスの提供を<u>終了</u>停止した。</p> <p>(3) 個人が同意を撤回した。</p> <p>(4) 個人情報処理者が法律、行政法規に違反したか、約定に違反して個人情報を処理した。</p> <p>(5) 法律、行政法規に定めるその他の事由</p> <p>法律、行政法規に規定された保存期間が満了していないか、個人情報の削除が技術的に実現困難である場合、個人情報処理者は個人情報の処理を停止しなければならない。」</p>	(2)「製品又はサービスの提供を停止」ではなく、「終了」するときに、削除すべきである。停止の場合、再開の可能性があるため。
第四十七条(三)	同意は基本的に個人情報主体者により撤回されるも、本人死亡などにより同意撤回要求が表示不可となった場合、家族などによる削除要求の申し立て等の救済措置がある、との旨を記載すべき。	個人の同意撤回のみを記載しているが、同意の撤回と情報の削除要求は使い方的に相違する可能性がある。
第四十七条	(二)に「個人情報処理者が製品やサービスの提供を停止した場合」とあるが、「停止後、定められたサポート期間の終了次第」などにすべき。	停止と同時に削除すると、アフターサービスなどに支障が出る。

第四十九条	取消線部分の削除を希望する； 「個人情報処理者は、個人による権利行使の申請に対する受理及び処理のメカニズムを確立しなければならない。個人の権利行使の請求を拒否する場合は、理由を説明しなければならない。」	本法を遵守することは大前提であり、「個人情報処理活動を監督」の方法は、実態を踏まえて各社が約定の中で定めるべきと考える。よって、「個人情報処理者は、個人による権利行使の申請に対する受理及び処理のメカニズムを確立しなければならない。」を削除すべきである。メカニズムの確立か、ほかの手段を取るかに関わらず、目的は請求拒否の理由を伝えることにある。伝えることができれば目的達成となる。
第五十条	第(二)号の「レベル別・類別管理」の定義の明確化。	第(二)号の「レベル別・類別管理」につき、レベルと分類の基準を明確にしていたいただきたい(ネットワークデータ処理セキュリティ規範(意見募集項)においても基準が不明であった)。
第五十条	下線部分の追記を希望する； 「 <u>当局に定められた一定数量以上の</u> 個人情報を処理する場合、等級と種類を区分けして管理する場合、」	個人情報処理者に対する不要な負荷を減らすため、処理される個人情報が一定数量以上の場合に限っていただきたい。
第五十条	本法又は関連細則で分類の基準を明確にする。	「個人情報に対して階層的かつ分類された管理」について、分類の基準を明確にすべき。
第五十一条	「個人情報保護責任者の氏名、連絡先の公開」を「個人情報保護担当部門の部門名、連絡先の公開」に修正。	担当部門名と連絡先が公開されていれば、個人の権利の保護には十分であると考えられ、個人情報保護責任者の氏名の公開は不要と考える。
第五十二条	条文の削除を希望する。	中国国外の個人情報処理者にとって、域外適用、専門機関の設置、代表者の指定、個人情報保護職責履行部門への届出は、極めて負担が大きく、削除いただきたい。
第五十二条	下線部分の追記及び「専門機構又は指定代表」の責任範囲の明確化を希望する； 「本法第三条第二項に規定する中華人民共和国外の個人情報処理者は、中華人民共和国内に専門機構又は指定代表を置き、個人情報保護の関連事務の処理に責任を負わせるとともに、 <u>法律の規定に従い</u> 、関係機関の名称又は代表の氏名、連絡先情報等を、個人情報保護の職責を履行する機関に提出しなければならない。」	「専門機構又は指定代表」の責任範囲が不明のため。 法律に定めがない場合には、提出すべきでないためです。情報などを受け取る関係機関が知らない場合、法律に違反してしまうことになるため。
第五十四条	条文の削除を希望する。	個人情報処理者が第五十四条の情状の処理をする場合、事前リスク評価が求められているが、個人情報処理者が結果的に漏洩などセキュリティ事件が発生した場合、行政処罰や民事賠償が求められ

		るし、定期的監査も求められているため、事前リスク評価も求められると、個人情報処理者にとって負荷が重すぎると考える。
第五十四条	リスクアセスメントレポートと処理状況記録の保存期間を三年間から一年間に短縮していただきたい。	(提案内容に含む)
第五十四条	リスク評価レポートと処理状況の記録のガイドライン・標準を制定する。	事前のリスク評価と処理状況の記録をどこまで実施すればよいか不明である。
第五十四条	「(二)個人への影響及びリスクレベル」 「(三)講じた安全保護措置が合法かつ有効で、リスクレベルに見合ったものか」 とあるが、本法または細則・ガイドライン等において、リスクレベルの具体的な判断基準を明確にしていきたい。	人・事業者・当局によって解釈がバラつかないようにするため。
第五十五条	本法又は関連細則で個人情報保護職責を履行する部門に報告すべき漏洩事件の基準(例：●件以上の個人情報又は機微な個人情報の漏洩が発生し、個人情報の主体に損害をもたらした場合)を明記する。	情報漏洩の損害程度に関係なく、一律に個人情報保護職責履行部門と個人に通知すると定めており不合理である。
第五十五条	本法又は関連細則で報告期限を明記する。 通知から除外する条件を明記し、個人情報主体者に權益を周知させるべき。	「直ちに」は定性的な表現であり、不明確である。個人情報漏洩時の関係部門と所有人への通知に関して、本条前半と非通知する除外規定の内容が矛盾し、かつ、非通知する条件を記載していない。
第五十五条	情報漏洩の通知は、まずは漏洩した事実を速やかに伝え、順次、わかった内容を報告するとすべき。	第五十五条に示された事項のすべて調査・通知するためには時間がかかり、原因が分からないから通知しないといった悪循環に陥る。
第五十五条	「個人情報保護職責履行部門」の内、どこに報告すればよいのか早急かつ明確に提示いただきたい。	
第五十六条	報告先の部門を明確にする。	「国务院の関係部門」と「地方人民政府の関係部門」が明確ではない。
第五十九条	第二項の当事者の協力義務に関し、「正当な理由なく」を追加。	個人情報保護職責履行部門による職責の履行に際し、その職責・権限を越える行為があった場合などは当事者に協力義務を負わせるべきではなく、「正当な理由なく」を追加いただきたい。
第五十九条	下線部の追加を希望する； 「個人情報保護職責を履行する部門は個人情報保護職責を履行し、 <u>省レベル以上の関連部門の承認の上、次の措置を取ることができる。</u> 」	当局の監査による被監査者へのネガティブ影響を避けるため、少なくとも省レベル以上の当局の許可を元にサーバーの検査などが行われる方が適切であると考える。

第六十二条	<p>恣意的な法運用を防止するため、「情状が深刻」の判断基準を明記いただきたい。</p> <p>「前年度の売上の5%」の適用対象の明確化。</p>	<p>「情状が深刻」とはどのような場合か不明である。本条一項に定める罰則と同二項に定める罰則の適用関係が不明である。</p> <p>「前年度の売上の5%」の適用対象は違法行為を行った法人単体の売上高であると理解して良いか。</p>
第六十二条	<p>取消線部分の削除を希望する；</p> <p>「本法規定に違反して個人情報を処理するか、個人情報の処理に必要な安全保護措置を取らない場合、個人情報保護の職責を履行する機関により是正を命じ、違法所得を没収し、警告する。是正を拒否する場合、100 万元以下の罰金を併科する。直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者に対し、1 万元以上 10 万元以下の罰金を科す。</p> <p>前項に規定する違法行為があり、情状が重大な場合、個人情報保護の職責を履行する機関により是正を命じ、違法所得を没収し、5 千万元以下又は前年度の売上高の 5%以下の罰金を併科することができるとともに、関連の業務の一時停止、操業停止・整理を命じ、関係所管機関に通報して関連の業務許可を取り上げるか営業許可を取り上げることができる。直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者に対し、10 万元以上 100 万元以下の罰金を科す。」</p>	<p>定義・範囲が不明確であるため、「直接責任を負う主管者及びその他の」を削除すべきである。「直接責任を負う主管者」は、そもそも個人情報の管理者であると考えられる。</p>
第六十二条	恣意的な法運用を防止するため、「情状が深刻」の判断基準の明記を希望する。	「情状が深刻」とはどのような場合か不明である。本条一項に定める罰則と同二項に定める罰則の適用関係が不明である。
第六十二条	「前項に定める違法行為について情状が深刻」とは、何を以て深刻とするのか、それを判断するのは誰（どの機関）なのか、何らかの基準を示すべき。	どのようなレベルの違法行為が想定されているのか全く分からない。
第六十五条	関連内容を追記する。	個人情報主体者の直接的な個人情報権益への侵害賠償を規定するも、処理活動によって発生し得る民事的な利益逸脱や刑事責任への罰則が記載していない。
第六十六条	民事訴訟及び行政訴訟は自然人にも認められるため、被害者となる個体的もしくは集団的な自然人の起訴権を記載する。また、自然人の立証が困難なため、個人情報処理者の李承義務を記載する。	集団的な対象の個人情報権益を損なった際の起訴権は、被害者を含まない機関に委ねるため、個人情報主体者の権益が損害される可能性がある。また、損害に当たる個人情報処理者の立証責任が記述されていない。

第六十九条	第(四)号の匿名化の定義、内容の明確化	匿名化の定義（及び匿名化した情報の定義を含む）、内容が不明瞭であり明確化していただきたい。
全体を通して	本法は個人情報保護に関する基本法となるものと考えられるが、既存の「個人情報安全規範」、「個人情報越境安全評価弁法」、「情報安全技術 データ越境安全評価ガイドライン」等について、本法との関係性を明確にするとともに、用語の統一や各所の整合を図っていただきたい。	関連ルール間で優先順位が不明だったり記述に矛盾があったりすると、遵守する上で混乱が生じるため。
全体を通して	個人情報処理者について、特段の「国外の」と明記されていないものは、国内対象と考えてよいかを明確にしてほしい。	(提案内容を含む)
全体を通して	「個人」→「自然人」	個人は法律用語ではないため、「個人情報」以外の「個人」は「自然人」に変えたほうがよいと考えます。
全体を通して	「単独の同意」について、実務上どういう形で処理するのか、明確化すべき。	実務上、着実に実施するため。
全体を通して	「個人情報の国外提供」について、どのような形で外国に提供するか、明確化すべき。	現在、意見募集段階にある『個人情報と重要データ出国安全評価弁法（意見募集稿）』及び『情報安全技術データ出国安全評価ガイドライン（意見募集稿）』の関連規定への抵触を避けるため。
全体を通して	DPO (data protection officer) の名前や連絡先の公開が求められる具体的な状況を明確化すべき。	DPO の個人情報を保護するため。
全体を通して	<p>関連他法（①2017年6月施行の「サイバーセキュリティ法」及び②今年7月に意見募集があった「データセキュリティ法」）とのハーモナイゼーションの視点での、具体的条件の統一化及び統一的行政手続きの導入等を実施いただきたい。</p> <p>①/②との重複分野：当局への協力義務、安全リスク評価義務、越境異動時の審査、域外適用</p> <p>①との重複分野：情報の国内保存義務</p> <p>②との重複分野：標準策定、国外機関の国内データへのアクセス時の事前承認</p>	本法は将来、左記の関連他法と一体運用されるものと思料する。その場合、同一事象に対する具体的条件が三法内で違っていたり、手続きが重複していたりすると、事業者に対して不必要な混乱や負担を与えることになりかねないため。

(以上)